

令和５年度 第２回長浜市手話施策推進会議

次 第

日 時：令和５年７月３日（月）
午後１時３０分～
場 所：長浜市役所 １階
多目的ルーム１

１ 開会

２ 議題

- （１） 施策の推進方針について ・ ・ ・ 資料１
- （２） 今後の取組みについて ・ ・ ・ 資料２
- （３） 手話言語条例制定記念イベントについて ・ ・ ・ 資料３
- （４） その他

３ 閉会

【配布資料】

資料１ 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策の推進方針（案）

資料２ 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

資料３ 制定記念イベント「長浜手話フェスタ２０２３」ちらし

参考資料 手話言語条例 パブリックコメント意見（抜粋）

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針（案）

基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第6条第1項に基づく推進方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

（1）施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組めます。

（2）推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報、ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

ウ リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組めます。

2 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

（1）施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。

（2）推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ 手話通訳者を派遣するなど、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

（1）施策の基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを

図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ（案）

手話施策を総合的かつ計画的に実施するため、ロードマップを作成します。

1 ロードマップの位置付け

(1) 手話言語施策ロードマップとは

このロードマップは、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第6条に基づき、施策の推進方針を策定しており、それを実現するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和5年度から令和8年度（令和9年3月31日）までです。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

2 実施する／実施を検討する各取り組み

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

取組内容	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
イベントの開催		実施			
広報誌「広報ながはま」【特集号】		特集頁			
広報誌「広報ながはま」【連載】		→			
ホームページ・SNS等の活用		→			
パンフレット等の作成		作成			更新
国スポ・障スポPR動画	→				
手話出前講座の実施	→				
目標	—	5件	5件	5件	5件

市職員へのワンポイント						
手話講座	目標	—	5回	12回	12回	12回
小中学校への出前講座の						
実施（※1）	目標	—	5校	10校	10校	10校

※1 市内小学校 23校、中学校 10校、小中一貫校 2校

（2）手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援者の派遣					
遠隔手話サービスの実施					
災害時避難所における情報提供					

※もしもしメール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進するための啓発も実施

（3）コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
職員向け出前講座の実施					
目標	—	3回	3回	3回	3回
電話リレーサービスの普及促進					
事業所等への啓発					

（4）手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講座（入門課程）					
の実施					
目標	—	40人	30人	30人	30人
手話奉仕員養成講座（基礎課程）					
の実施					
目標	—	—	15人	15人	15人
手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修					
資格取得者への助成					
目標	—	—	2人	2人	2人

3 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取り組みを進めるため、「長浜市手話施策推進会議」を活用し施策の推進状況の点検及び評価等を行います。

そのため、年度初めに前年度の取り組みの評価を行い、現行施策の見直し改善を図ります。また、今年度の目標を定め事業を実践します。中間期に次年度の計画を立案し、有効性・効率性の高い施策実現を目指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	前年度 評価等					次年度 計画等						

『手話で共に暮らす長浜市手話言語条例』制定記念イベント

(案)

長浜手話フェスタ 2023

手話でつながろう！

～手話でコミュニケーションできる街を目指して～

来場者には、
記念品をプレゼント！

なかじま もとみ
出演： **中嶋 元美** (手話パフォーマー)

人気ドラマ『silent』の手話監修・指導

高校3年生で耳が聞こえなくなる。

ろう者のパフォーマーとしてテレビや舞台への出演、

俳優さんへの手話指導など幅広く活躍。

現在はアイドル活動も！



令和5年 **9月24日** (日)

・ 13:00 開場 13:30 開演
15:30 終了予定

・ 長浜文化芸術会館 大ホール

・ 入場無料

・ 定員 **300人** (先着順)
※申込状況により、当日入場可

・ 申込方法 **専用フォーム**からお申し込みください。
(8/1 受付開始)



／ 手話啓発ポスター展 同時開催 ／

・ プログラム

13:30 開演 (13:00 開場)

13:40 表彰式

13:45 第1部 講演
(Reborn ～音のない世界に出会って～)

14:30 休憩

14:40 第2部 手話パフォーマンスライブ

15:30 閉会

(託児サービスをご希望の方は、9/15(金)までに
左記お申込みページからあわせてお申し込みください。
(定員5名、定員に達し次第締切)

〔主催〕長浜市

〔共催〕長浜市教育委員会

・ お問い合わせ

長浜市しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

平日9時～17時

FAX 0749-64-1767

「手話は言葉」聞こえない人の大切な言葉

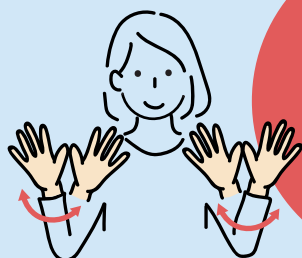
手話で歌って踊り、キラキラとしたステージを作りたい！という私の夢が誰かの夢や希望になり、手話やろう者への理解を広めるきっかけになっていたら嬉しいです。

まだまだ活動の場が限られてしまふ今の世の中で、ろう者が活躍する場を切り開く先駆者となっていきたいです。

「中嶋元美さんからのメッセージ」



「国スポ・障スポ 2025」イメージソング『シャイン!!』長浜市手話 Ver. もご覧ください。



一緒に盛り上げましょう！

手話での拍手は両手をヒラヒラさせます



・アクセス

JR 長浜駅から徒歩 8 分

※お車でお越しの方は、周辺の公共駐車場をご利用ください。
(豊公園駐車場は、無料でご利用いただけます。)

9月23日は「手話言語の国際デー」です。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を制定しました。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例 パブリックコメント意見(抜粋)

施策の取り組みの参考にすると回答したもの

意見の内容
教育強化をアピールされている市なので、(学校における手話の普及)市は、学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他手話に親しむための取組を実施することにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとするとともに教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする条文を追加してはいかがでしょうか。
手話通訳者養成講座に市職員も数名受講し、積極的に手話を習得されており、これからも、たくさんの職員の方の受講、習得を進めていっていただきたい。 実際に手話で交流できる場(イベント)を開催していただくなど、習得の成果発表や手話普及の場を設けていただけるとより多くの市民に意識してもらうことができると思います。メールや文字でのやり取り、電話リレーサービスを利用「確認」ができるように整備することも、急務だと感じています。事業者や企業には様々な方法を取り入れてほしい。 手話を広めようとする様々な人達が、活動しやすい環境を整えていただきたい。
手話通訳者として資格を有する方々について、市が長浜市手話通訳登録制度なるものを確立し、その制度の元で有資格者を長浜市の手話通訳者として登録して頂きたい。 誰もが全てのろう者の安心できる暮らしを実現するため、通訳派遣の務めを果たしていけるよう、市は市の通訳者と認定し監理する事が必要だと思います。 一方、通訳者としての資格のない方々について、この人たちの中で、ある程度手話経験があり、ろう者と手話を用いて十分に意思の疎通が図れる人に関しては、通訳ボランティアとして活躍できる場を提供して頂くよう、市が取り組んで頂きたいと思います。 例えば、○災害時・避難所等でのろう者へのサポート、○2025年全国障害者スポーツ大会でのボランティア活動、○観光客(ろう者)への対応 但し、通訳資格のない者が行うべきではない通訳や通訳現場もあります。必ず法の定めを遵守し、秩序を保った上で有資格者も、無資格ではあるが手話ボランティアも協力し合いながら活動できるようにお願いしたいと思います。
言語条例の文言や内容の是非よりも、この条例を施行した後どのようなことを実行していくかが、最も大切なことだと思う。法律で「手話は言語に含む」と定められてから11年が経ち、各地で「言語条例」が施行されているが、社会全体をみとときその効果を感じることは少ない。本当の意味で世の中に浸透させるのであれば、「教育」に組み込んでいくことが不可欠だと思う。手話という言語を「福祉」から「教育」の分野に移行させることができれば、英語などの外国語のように、当たり前に学ぶべき言葉になっていくと思っている。 手話を「言語」として普及させるのであれば、他の言語(英語など)と同じように、幼少期から学校等で段階的に学べる環境を、整備することが大切だと考える。 公共のサービスに携わる方々が、積極的に手話を学び身につけ、使っている姿を市民に見せていくことが大切であり、その上で資格取得を目指す職員への支援や有資格者への待遇改善、収入増なども必要だと思う。 手話に対しては「福祉」や「ボランティア」のイメージが根強く、有償での講座やサービスは実施しにくい印象がある。「言語」は学んで身につけるものであり、英語などと同じように有償で教えるという環境が、作りやすいようにする必要もあると考える。 手話を学び普及しようとする者が、資格の有無や有償無償に関わらず、それぞれに活動しやすい環境を作っていくことも必要であると考えます。 ろう者の方々と交流できるイベントや、定期サロンなど地域の中で交流し合える場を作り、ろう者の存在や生活について理解を深める機会を、作ることも大切だと思う。 公の仕事に就く者の努力規定として「手話検定〇級」など要項を作り、手話の資格取得について意識できるようにしていくことも大切だと思う。 何より、手話に対して「楽しそう」「学んでみたい」と感じられる機会を作り、ポジティブなものとして伝える努力が必要だと考える。(小さな子には「手遊び」のように、楽しい言語という印象を与えることも有効だと考える。)
長浜市内の小学生には少なくとも一度は手話を体験して欲しいと思います。実施されている学校もありますがすべてではありません。一度では充分ではありませんがきっかけにはなると思います。
学校教育の場等で、積極的に取り入れて、少しでも手話が出来れば良いです。

手話でつながろう！ ～「手話で共に暮らす 長浜市手話言語条例」を制定しました～

問しろうがい福祉課

(☎65-6372 FAX64-1767)

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を制定しました。

大事なのはコミュニケーション

手話を覚えてろう者(※)と話すことはとても大切です。また、「ゆっくり話して口元を見てもらう」「筆談をする」など手話を用いなくても聴覚にしょうがいのある人とコミュニケーションを取ることはできます。大事なのは構えず自然とコミュニケーションを取ろうとする姿勢や気持ちです。

コミュニケーションの第一歩として、手話のあいさつを覚えてみませんか。互いの距離が一気に近くなります。

みんなが一歩を踏み出すことで、誰もが暮らしやすい社会となっていくでしょう。

※聴覚にしょうがいのある人のうち、手話をコミュニケーションの手段として用いる人のことです。

おはよう



こめかみのあたりから握りこぶしを下におろし、両手の人差し指を曲げます。枕から頭を離している様子で朝を表しています。

こんにちは



人差し指と中指を立て、おでこにあて、両手の人差し指を曲げます。時計の長針と短針が正午を指している様子で昼を表しています。

よろしくお願いします



こぶしを鼻にあてます。次に手を開き、お辞儀をしながら手を出します。「よろしく」と「お願い」を表しています。

手話で話してみよう！

ありがとう



左手の甲に右手を垂直にのせて、上に上げます。相撲で勝った関取が手刀を切るしぐさで表します。

誰もが安心できる社会を目指して

「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」ができ、とてもうれしく思います。

条例に定められているように、手話は言語です。皆さんに手話を少しでも覚えていただいて、コミュニケーションが取れるようになればいいなと思います。長浜市聴覚障害者協会としても、手話サークルの皆さんとの交流会など、積極的に啓発活動等に取り組む予定をしています。

条例をきっかけに、市民の皆さんに手話は言語であることへの理解が深まり、耳が聞こえる・聞こえないに関係なく誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な取り組みが始まることを願っています。



長浜市聴覚障害者協会
会長
いしかわ みのる
石川 稔さん

サークル紹介

市内にある手話を学べるサークルを紹介します。ご興味のある人は長浜市社会福祉協議会ボランティア アセンター (☎62-1804) まで。

はまゆう会

毎週月曜日10時～12時まで、さざなみタウン内で活動されています。ろう者が多く参加されており、活きた手話が学べるサークルです。



あゆみの会

毎週金曜日19時30分～21時まで、さざなみタウン内で活動されています。「焦らず慌てずマイペース」をモットーに、手話を通じて交流しているサークルです。



あすなろ

毎週水曜日19時30分～21時まで、浅井文化ホールで活動されています。少しずつ、ゆっくり手話を覚えることを目標に、幅広い世代の皆さんが活動しているサークルです。



虹の会

毎月第1・3土曜日10時～11時まで、高月まちづくりセンターで活動されています。日常会話や自分の思いが手話で伝えられるよう「楽しく、ぼちぼち」をモットーに活動しているサークルです。

